

令和4年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和5年12月

厚生労働省年金局

令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

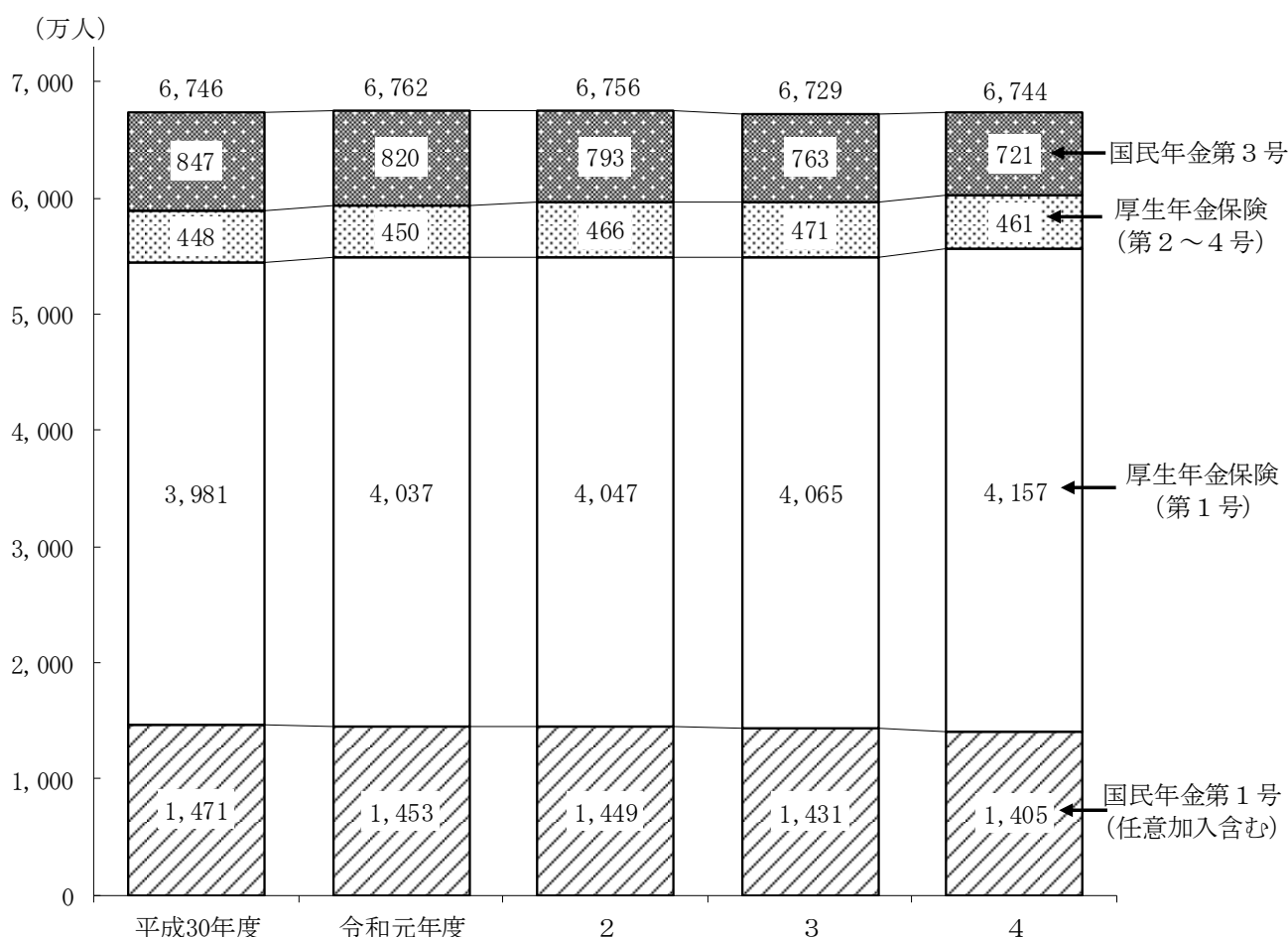
公的年金被保険者数は、令和4年度末現在で6,744万人となっており、前年度末に比べて14万人(0.2%)増加している。

国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、令和4年度末現在で1,405万人となっており、前年度末に比べて26万人(1.9%)減少している。

厚生年金被保険者数(第1～4号)は、令和4年度末現在で4,618万人(うち第1号4,157万人、第2～4号461万人)となっており、前年度末に比べて82万人(1.8%)増加している。

国民年金の第3号被保険者数は、令和4年度末現在で721万人となっており、前年度末に比べて42万人(5.4%)減少している。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,520万人となっており、前年度末に比べて9万人（0.3%）増加している。また、女子は3,224万人となっており、前年度末に比べて5万人（0.2%）増加している。

表 1 男女別公的年金被保険者数

（令和4年度末現在、単位：万人）

	総 数	国民年金 第 1 号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第 2 号被保険者等)		国民年金 第 3 号 被保険者	
			厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2 ～ 4 号)		
総 数	6,744	1,405	4,618	4,157	461	721
男 子	3,520	741	2,767	2,498	269	12
女 子	3,224	664	1,851	1,659	192	709

注 1. 国民年金第 1 号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

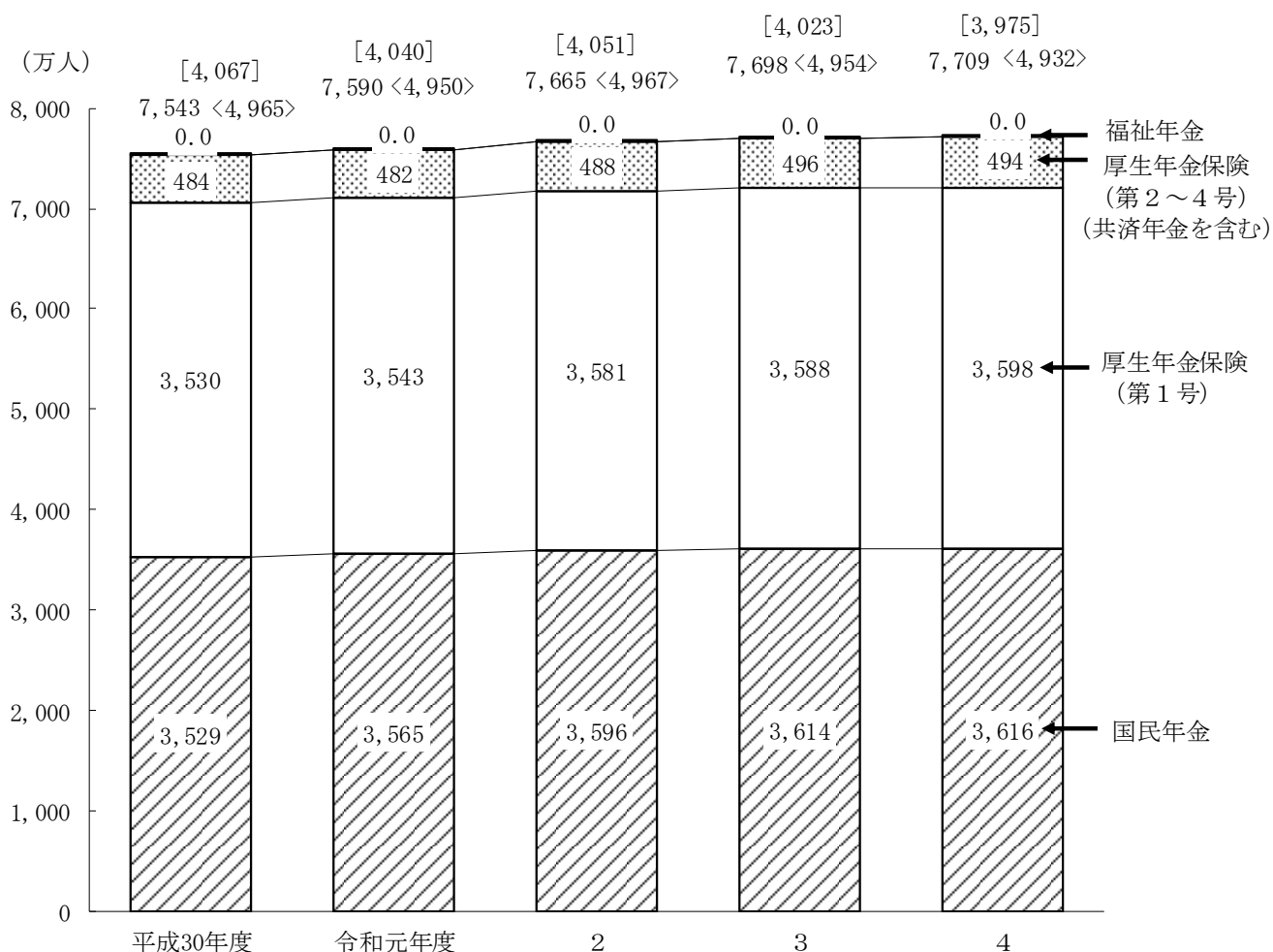
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

公的年金受給者数（延人数）は、令和4年度末現在で7,709万人となっており、前年度末に比べて11万人（0.1%）増加している。

重複のない公的年金の実受給権者数は、令和4年度末現在で3,975万人であり、前年度末に比べて47万人（1.2%）減少している。これは、令和4年度に、男子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が64歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

公的年金受給者の年金総額は、令和4年度末現在で55兆7,211億円となっており、前年度末に比べて3,463億円（0.6%）減少している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
平成30年度	555,904	236,380	319,524	256,643	62,881	0
令和元年度	556,262	239,742	316,519	254,965	61,554	0
2	560,078	243,212	316,866	255,715	61,151	0
3	560,674	244,997	315,677	254,996	60,681	0
4	557,211	244,936	312,275	253,087	59,188	0

- 注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

令和4年度末現在の適用事業所数は、268.8万か所であり、前年度末に比べて9万か所(3.4%)増加している。

被保険者数は、令和4年度末現在で4,157万人となっており、前年度末に比べて92万人(2.3%)増加している。男女別にみると、男子は2,498万人(対前年度末比24万人、1.0%増)、女子は1,659万人(対前年度末比69万人、4.3%増)となっている。

令和4年10月より、短時間労働者が被用者保険の適用対象となる企業の規模要件が従業員101人以上に拡大されたことから、令和4年度末現在の短時間労働者を使用する事業所数は9.1万か所となっており、前年度末に比べて5.1万か所(129.0%)増加している。また、短時間労働者数は、令和4年度末現在で82万人となっており、前年度末に比べて25万人(44.5%)増加している。男女別にみると、男子は20万人(対前年度末比6万人、40.1%増)、女子は62万人(対前年度末比20万人、45.9%増)となっている。

育児休業等期間中(産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、令和4年度末現在で49万人であり、前年度末に比べて2万人(4.3%)増加している。男女別にみると、男子は2万人(対前年度末比1万人、69.4%増)、女子は46万人(対前年度末比1万人、2.2%増)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

		(年度末現在)										
		事業所数 (千か所)	(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数(万人)			(再掲)短時間労働者数(万人)			(再掲)育児休業等保険料 免除者数(万人)		
				総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	平成30年度	2,337	35	3,981	2,469	1,512	43	12	31	41	0.4	41
	令和元年度	2,436	37	4,037	2,488	1,550	47	13	34	43	0.7	42
	2	2,509	38	4,047	2,479	1,569	53	14	39	45	1.0	44
	3	2,598	40	4,065	2,474	1,590	57	14	42	47	1.5	45
	4	2,688	91	4,157	2,498	1,659	82	20	62	49	2.5	46
伸 び 率 (%)	平成30年度	4.9	6.9	1.8	1.1	2.9	13.6	11.0	14.7	6.4	32.3	6.2
	令和元年度	4.2	5.7	1.4	0.8	2.5	8.6	4.3	10.3	5.1	65.4	4.5
	2	3.0	2.7	0.2	△ 0.4	1.2	12.3	6.6	14.4	5.0	35.2	4.5
	3	3.5	4.3	0.4	△ 0.2	1.4	7.4	5.1	8.2	3.8	47.0	2.9
	4	3.4	129.0	2.3	1.0	4.3	44.5	40.1	45.9	4.3	69.4	2.2

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。

3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。

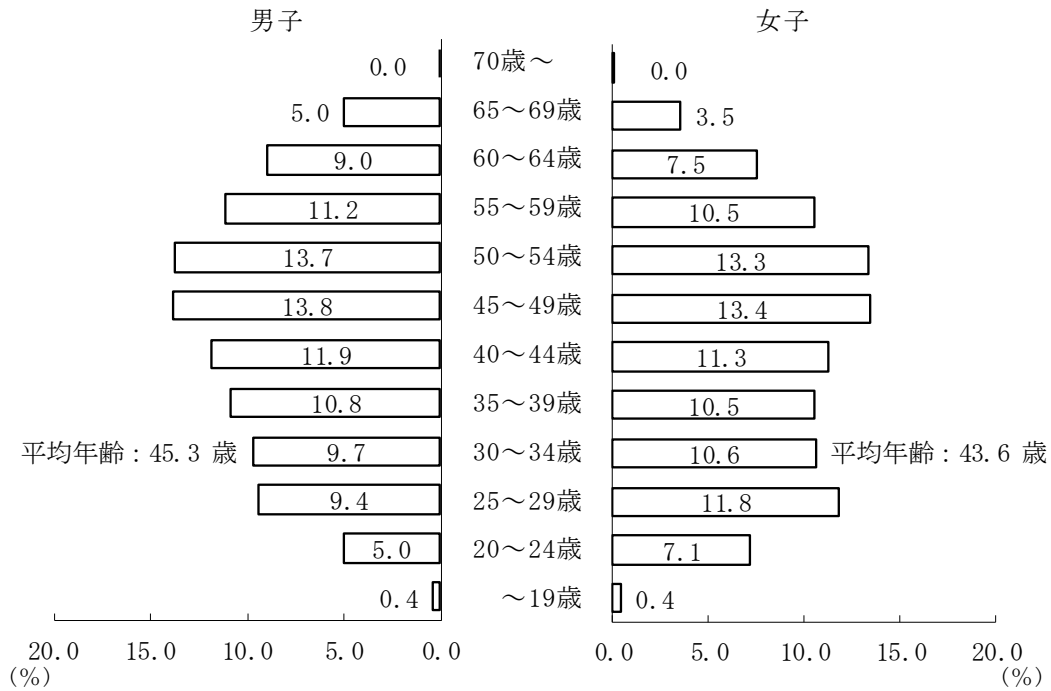
4. 令和4年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は80,656、被保険者数は811,209人、任意加入の事業所数は10,140、被保険者数は11,002人である。

5. 育児休業等保険料免除者数には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

6. 育児休業等保険料免除者数には、船員については、令和4年10月以降保険料免除の対象となった、育児休業等の開始日の属する月と終了日の翌日の属する月が同一であり、かつ、当該月に14日以上の子育休業等を取得した場合を含まない。

令和4年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に45～49歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.3歳、女子は43.6歳となっている。

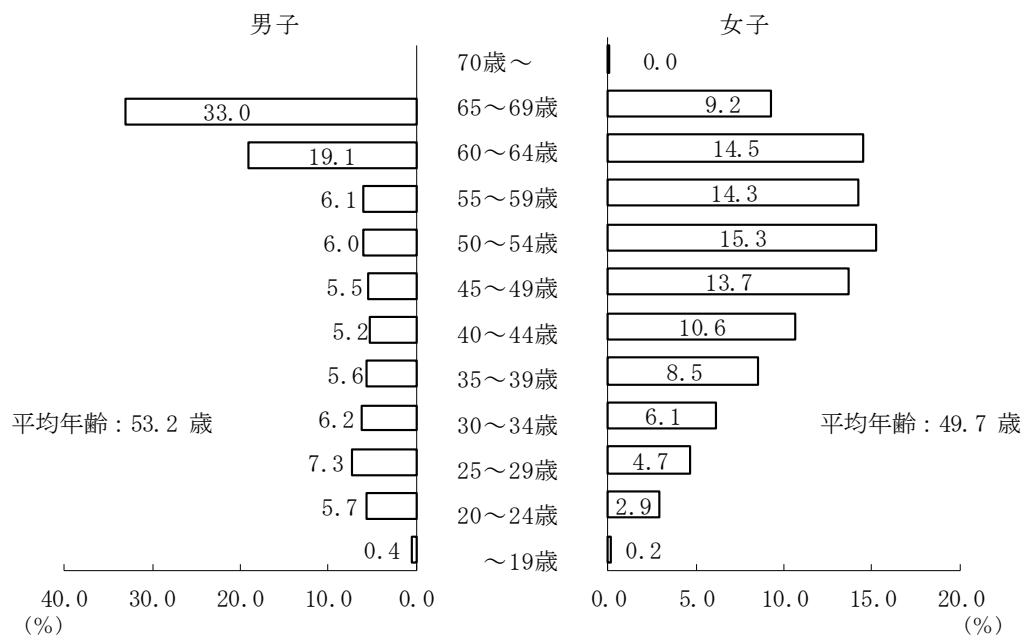
図3 厚生年金保険（第1号）被保険者の年齢構成（令和4年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

令和4年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は53.2歳、女子は49.7歳となっている。

図4 厚生年金保険（第1号）短時間労働者の年齢構成（令和4年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

標準報酬月額平均は、令和4年度末現在で32万1千円(男子は36万5千円、女子は25万5千円)であり、前年度末に比べて0.7%増加している。令和4年度の年度平均についても、31万9千円(男子は36万3千円、女子は25万4千円)と、前年度に比べて1.2%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額平均は、令和4年度末現在で14万7千円(男子は15万9千円、女子は14万3千円)であり、前年度末に比べて1.3%減少している。令和4年度の年度平均については、14万8千円(男子は16万円、女子は14万4千円)と、前年度に比べて0.2%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和4年度で44万1千円(男子は52万2千円、女子は31万1千円)であり、前年度に比べて1.8%増加している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和4年度で9万4千円(男子は11万9千円、女子は8万6千円)であり、前年度に比べて4.2%減少している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和4年度で454万3千円(男子は520万9千円、女子は352万6千円)であり、前年度に比べて1.4%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和4年度で188万4千円(男子は205万1千円、女子は182万8千円)であり、前年度に比べて0.4%減少している。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成30年度	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
	3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290	147,527	159,516	143,373
	4	320,919	364,623	255,093	146,972	158,942	143,055	319,409	362,608	253,504	147,792	159,802	143,783
伸び率 (%)	平成30年度	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5
	3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	1.3
	4	0.7	0.8	1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	1.2	1.2	1.7	0.2	0.2	0.3
		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成30年度	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
	3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009	1,890,496	2,060,017	1,831,760
	4	441,282	522,068	311,001	94,130	118,699	86,396	4,542,589	5,209,225	3,525,550	1,883,723	2,050,585	1,828,028
伸び率 (%)	平成30年度	1.2	1.4	1.4	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2
	3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8	1.8	1.1	2.2
	4	1.8	2.0	2.3	△ 4.2	△ 3.9	△ 3.9	1.4	1.5	1.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの各月末における被保険者数の合計で割ったものである。
4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
5. 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

令和4年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,598万人となっており、前年度末に比べて10万人（0.3%）増加している。うち、老齢年金の受給者数は1,564万人、通算老齢年金・25年未満の受給者数は1,406万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成30年度	3,530	1,541	1,390	44	555
令和元年度	3,543	1,539	1,397	45	562
2	3,581	1,553	1,415	47	567
3	3,588	1,562	1,405	49	573
4	3,598	1,564	1,406	50	577

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和4年度末現在における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万5千円、通算老齢年金・25年未満が6万4千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成30年度	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371
4	144,982	149,216	69,612	63,538	101,456	81,540

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和4年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は25兆3,087億円となっており、前年度末に比べて1,909億円（0.7%）減少している。

表7 厚生年金保険（第1号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成30年度	256,643	174,244	24,410	3,072	54,917
令和元年度	254,965	172,034	24,483	3,139	55,309
2	255,715	172,010	24,856	3,221	55,629
3	254,996	171,104	24,737	3,300	55,855
4	253,087	169,272	24,718	3,358	55,739

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和4年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は3,749万人となっており、前年度末に比べて20万人（0.5%）減少している。うち、老齢年金の受給権者数は1,600万人となっている。

表8 厚生年金保険（第1号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成30年度	3,735	1,609	1,472	63	591
令和元年度	3,735	1,599	1,475	64	597
2	3,768	1,610	1,490	66	602
3	3,769	1,618	1,474	68	609
4	3,749	1,600	1,466	69	614

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和4年度末現在の厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者の平均年金月額
は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万4千円、通算老齢年金・
25年未満が6万3千円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号） 受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和元年度	144,268	151,068	70,492	60,842	97,175	81,201
2	144,366	150,580	70,924	61,445	97,061	80,892
3	143,965	149,656	73,208	62,676	96,998	80,351
4	143,973	148,402	71,134	63,061	96,220	79,557

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和4年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は25兆9,858億円
となっており、前年度末に比べて4,321億円（1.6%）減少している。

表10 厚生年金保険（第1号） 受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和元年度	264,361	176,993	25,847	4,672	56,849
2	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196
3	264,180	175,942	25,966	4,817	57,455
4	259,858	171,912	25,704	4,862	57,380

注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和4年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、31万6千人であり、平均年金月額は、8万3千円である。

また、令和4年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、28万6千人であり、平均年金月額は、8万2千円である。

表 11 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成30年度	51.0	86,658	38.0	83,377
令和元年度	28.0	79,579	21.3	77,201
2	52.4	83,956	40.0	80,810
3	53.9	89,036	39.8	85,613
4	31.6	83,063	28.6	82,010

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げが平成 25 年度に完了し、64 歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64 歳までと 65 歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成 25 年度に 61 歳、平成 28 年度に 62 歳、令和元年度に 63 歳、令和 4 年度に 64 歳に引き上げられた。そのため、平成 30 年度の 60・61 歳と令和元年度から令和 3 年度の 60～62 歳、令和 4 年度の 60～63 歳では、繰上げを選択した者及び坑内員・船員のみとなっていることから、老齢年金受給権者数が少なくなっている。

また、坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が平成 30 年度に 61 歳、令和 3 年度に 62 歳に引き上げられたため、平成 30 年度から令和 2 年度の 60 歳、令和 3 年度から令和 4 年度の 60・61 歳では、繰上げを選択した者のみとなっていることから、更に老齢年金受給権者数が少なくなっている。その結果として、平成 30 年度における 61 歳、令和元年度から令和 2 年度における 61・62 歳、令和 3 年度における 62 歳、令和 4 年度における 62・63 歳において、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者の割合が高くなっていることにより、平均年金月額が高くなっている。

表 12 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1004.6
4	0.7	1.2	1.7	2.3	43.7	1010.4

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006
4	96,583	92,895	106,853	112,992	90,609	167,388

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引き上げが平成30年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成30年度から令和2年度の60歳、令和3年度から令和4年度の60・61歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表 13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5
4	0.1	0.2	11.7	13.4	16.2	498.0

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成30年度	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261
4	84,623	83,049	55,477	56,063	49,763	109,165

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和4年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、401万人となっており、前年度末に比べて3千人(0.1%)増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は307万9千人となっており、前年度末に比べて21万2千人(7.4%)増加している。

令和4年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、390万人となっており、前年度末に比べて23万6千人(6.4%)増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は306万8千人となっており、前年度末に比べて21万6千人(7.6%)増加している。

表14 在職者に係る厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

(年度末現在、単位：万人)

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成30年度	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)
4	401.0 (307.9)	248.0 (210.4)	153.0 (97.5)	390.0 (306.8)	242.9 (210.0)	147.1 (96.9)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ()内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

老齢厚生年金受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ率は令和4年度末現在で1.3%となっている一方で、繰上げ率は0.7%となっている。

**表 15 厚生年金保険（第1号）
（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
平成30年度	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2
4	28,045,102	206,757	0.7	27,463,864	97.9	374,481	1.3

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰下げ率は上昇傾向にあり、令和4年度末現在で2.1%となっている。

**表 16 厚生年金保険（第1号）
（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
平成30年度	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0
4	1,380,129	・	・	1,350,789	97.9	29,339	2.1

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。

2. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

令和4年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,405万人となっており、前年度末に比べて26万人（1.9%）減少している。男女別にみると、男子は741万人（対前年度末比9万人、1.2%減）、女子は664万人（対前年度末比17万人、2.6%減）となっている。

令和4年度末現在の第3号被保険者数は、721万人となっており、前年度末に比べて42万人（5.4%）減少している。男女別にみると、男子は12万人（対前年度末比0.5万人、4.1%増）、女子は709万人（対前年度末比42万人、5.6%減）となっている。

表17 国民年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)							第3号被保険者		
				(再掲) 任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成30年度	1,471	764	707	19	4	15	0	847	11	836
令和元年度	1,453	757	696	19	4	15	0	820	11	809
2	1,449	758	691	19	4	15	0	793	12	781
3	1,431	750	682	19	4	15	0	763	12	751
4	1,405	741	664	20	4	16	0	721	12	709

令和4年度末現在の全額免除・猶予者数は606万人、全額免除・猶予割合は43.8%となっている。また、一部免除者数は33万人、一部免除割合は2.4%となっている。

表18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

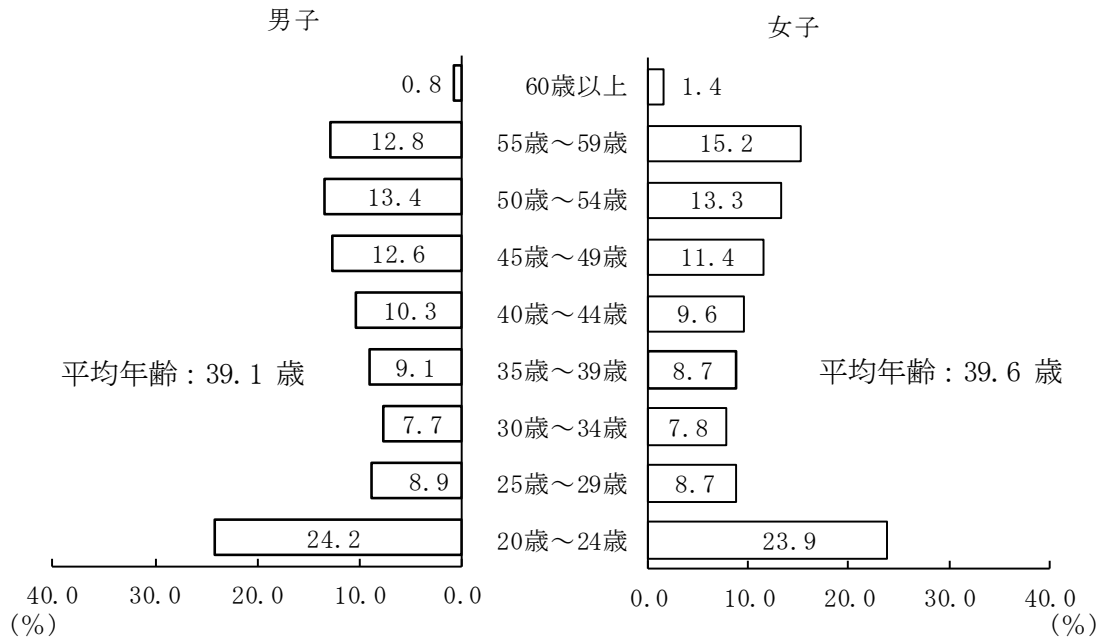
(年度末現在、単位：万人)

	全額免除・猶予者						一部免除者					産前産後免除者
	総数	全額免除・猶予割合 (%)	法定免除	申請全額免除	学生納付特例	納付猶予	総数	一部免除割合 (%)	申請3/4免除	申請半額免除	申請1/4免除	
平成30年度	574	(39.5)	135	205	179	55	40	(2.7)	20	13	7	・
令和元年度	583	(40.6)	136	212	180	55	41	(2.8)	20	13	7	1
2	609	(42.6)	139	235	177	58	36	(2.5)	19	11	6	1
3	612	(43.4)	141	241	171	59	35	(2.5)	18	11	6	1
4	606	(43.8)	143	240	166	58	33	(2.4)	17	10	6	1

注. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

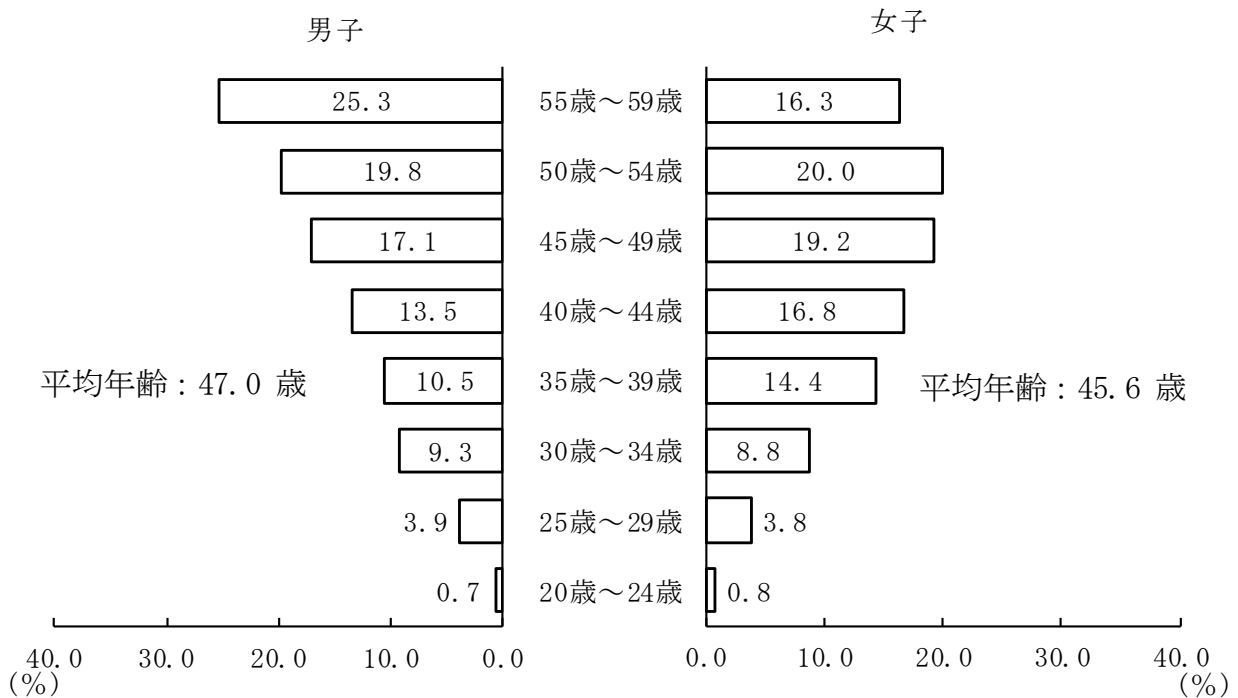
令和4年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は50～54歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.1歳、女子は39.6歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（令和4年度末）



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（令和4年度末）



(2) 給付状況

令和4年度末現在の国民年金受給者数は3,616万人となっており、前年度末に比べて2万人(0.1%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、696万人となっている。

表 19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成30年度	3,529 (910) [804]	3,230 (691) [590]	94 (50) [50]	196 (165) [161]	10 (4) [3]
令和元年度	3,565 (887) [777]	3,262 (671) [567]	93 (44) [44]	199 (167) [163]	9 (4) [3]
2	3,596 (863) [751]	3,290 (650) [543]	93 (39) [39]	204 (171) [166]	9 (4) [3]
3	3,614 (840) [725]	3,304 (628) [518]	92 (34) [34]	209 (174) [169]	9 (4) [3]
4	3,616 (814) [696]	3,302 (603) [491]	92 (30) [30]	213 (177) [172]	9 (4) [3]

注1. 国民年金受給者については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

国民年金の老齢年金受給者の平均年金月額は、令和4年度末現在で5万6千円、令和4年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の老齢年金受給者の平均年金月額は、令和4年度末現在で5万2千円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
	新規裁定				
平成30年度	55,809 (52,028) [50,520]	53,568 (57,416) [54,614]	19,064 (18,976) [18,974]	72,109 (72,373) [72,415]	83,208 (75,086) [71,789]
令和元年度	56,049 (52,437) [50,875]	53,905 (57,974) [54,917]	19,126 (19,019) [19,015]	72,042 (72,301) [72,341]	83,644 (76,164) [73,079]
2	56,358 (52,896) [51,276]	54,410 (58,421) [55,253]	19,282 (19,091) [19,084]	72,039 (72,290) [72,329]	84,173 (77,276) [74,351]
3	56,479 (53,185) [51,514]	54,040 (58,188) [54,735]	19,398 (19,084) [19,073]	71,868 (72,098) [72,134]	84,349 (77,994) [75,222]
4	56,428 (53,319) [51,607]	53,615 (58,113) [54,850]	19,495 (19,012) [18,994]	71,499 (71,700) [71,728]	84,352 (78,513) [75,847]

- 注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

令和4年度末現在の国民年金受給者の年金総額は24兆4,936億円となっており、前年度末に比べて60億円(0.0%)減少している。

表 21 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	年金総額			
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成30年度	236,380	216,343	2,141	16,938	958
令和元年度	239,742	219,423	2,146	17,235	939
2	243,212	222,529	2,148	17,613	923
3	244,997	223,921	2,151	18,012	911
4	244,936	223,599	2,163	18,273	902

- 注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

令和4年度末現在の国民年金受給権者数は3,682万人となっており、前年度末に比べて3万人(0.1%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、714万人となっている。

表 22 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成30年度	3,593 (932) [823]	3,266 (698) [596]	95 (50) [50]	209 (176) [171]	23 (8) [7]
令和元年度	3,629 (908) [796]	3,299 (678) [573]	94 (45) [44]	212 (178) [172]	23 (8) [7]
2	3,660 (884) [769]	3,328 (656) [548]	94 (39) [39]	216 (180) [175]	23 (8) [7]
3	3,679 (861) [743]	3,343 (635) [524]	93 (35) [34]	220 (183) [178]	22 (8) [7]
4	3,682 (834) [714]	3,342 (610) [497]	93 (30) [30]	224 (186) [181]	22 (8) [7]

- 注1. 国民年金受給権者については、旧法国民年金の受給権者と新法基礎年金の受給権者の合計であり、基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。
2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

国民年金の老齢年金受給権者の平均年金月額は、令和4年度末現在で5万6千円、令和4年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の老齢年金受給権者の平均年金月額は、令和4年度末現在で5万1千円となっている。

表 23 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成30年度	55,708 (51,901) [50,378]	53,572 (57,414) [54,613]	19,061 (18,957) [18,955]	71,837 (72,127) [72,179]	62,857 (59,398) [57,858]
令和元年度	55,946 (52,302) [50,722]	53,914 (57,972) [54,925]	19,124 (18,998) [18,993]	71,788 (72,070) [72,120]	62,943 (59,755) [58,294]
2	56,252 (52,752) [51,112]	54,421 (58,420) [55,259]	19,280 (19,067) [19,060]	71,806 (72,078) [72,126]	63,110 (60,183) [58,797]
3	56,368 (53,031) [51,338]	54,050 (58,186) [54,744]	19,397 (19,057) [19,046]	71,654 (71,902) [71,946]	63,086 (60,332) [59,003]
4	56,316 (53,157) [51,419]	53,619 (58,107) [54,850]	19,494 (18,982) [18,965]	71,295 (71,516) [71,553]	62,794 (60,239) [58,973]

- 注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

令和4年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は24兆8,889億円となっており、前年度末に比べて47億円(0.0%)減少している。

表 24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成30年度	240,297	218,361	2,162	18,002	1,772
令和元年度	243,670	221,494	2,167	18,269	1,740
2	247,137	224,660	2,170	18,595	1,712
3	248,936	226,120	2,175	18,947	1,694
4	248,889	225,819	2,187	19,205	1,678

注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和4年度末現在で5万7千円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万4千円、本来が5万8千円、繰下げが7万5千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上） 受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成30年度	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260
4	3,278	56,545	345	43,979	2,867	57,644	66	74,532

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。

令和4年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は25.7%、繰下げ率は2.0%となっている。

表26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8
4	34,336,782	3,693,670	10.8	29,970,646	87.3	672,466	2.0
（再掲）							
	基礎のみ・旧国年	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成30年度	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8
4	6,214,587	1,594,806	25.7	4,497,865	72.4	121,916	2.0

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。令和4年度末現在で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は14.2%、繰下げ率は3.3%となっている。

表 27 国民年金（老齢基礎年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
平成30年度	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5
4	1,535,172	128,066	8.3	1,364,238	88.9	42,868	2.8

	(再掲) 基礎のみ	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
平成30年度	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1
4	162,463	23,066	14.2	134,093	82.5	5,304	3.3

注1. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和4年度末現在)

都道府県	厚生年金保険(第1号)		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全国	15,639,418	144,982	33,020,963	56,428
北海道	638,386	135,428	1,521,477	55,469
青森	149,360	122,134	388,552	54,031
岩手	176,230	126,451	386,924	57,468
宮城	289,157	138,832	614,446	56,337
秋田	154,177	123,060	340,202	55,909
山形	175,929	124,586	345,311	57,533
福島	278,854	130,101	553,238	56,719
茨城	352,819	146,466	790,394	56,260
栃木	251,928	142,763	533,301	56,406
群馬	255,596	142,216	547,104	57,479
埼玉県	833,029	155,412	1,795,914	55,959
千葉県	717,934	158,918	1,590,551	56,302
東京都	1,252,656	157,478	2,765,997	55,326
神奈川県	1,009,261	164,088	2,123,936	56,332
新潟県	372,814	132,192	683,439	58,735
富山県	187,781	138,275	316,443	59,940
石川県	171,719	135,622	314,529	58,898
福井県	134,164	134,001	221,327	59,250
山梨県	104,090	138,308	237,189	56,122
長野県	331,815	138,241	622,531	58,965
岐阜県	270,221	143,622	567,711	58,222
静岡県	545,929	145,456	1,046,974	58,102
愛知県	865,406	154,191	1,771,013	57,008
三重県	248,251	145,528	500,380	58,407
滋賀県	187,266	148,134	358,477	58,157
京都府	306,378	145,774	670,304	55,314
大阪府	959,390	150,477	2,085,969	54,259
兵庫県	683,686	153,197	1,447,103	56,207
奈良県	165,034	156,630	393,520	55,972
和歌山県	113,362	140,488	286,120	54,789
鳥取県	92,870	127,492	167,845	58,501
島根県	118,933	127,668	214,857	59,211
岡山県	290,388	140,072	533,764	58,672
広島県	401,583	144,695	766,791	58,053
山口県	215,933	142,309	433,963	58,166
徳島県	111,202	127,933	222,621	55,837
香川県	151,658	137,904	286,013	58,804
愛媛県	190,051	134,239	413,744	56,793
高知県	102,742	126,353	222,971	55,055
福岡県	627,952	139,693	1,292,112	55,395
佐賀県	112,510	128,083	234,378	58,079
長崎県	175,188	131,373	403,893	55,603
熊本県	227,803	126,583	513,960	56,886
大宮	160,532	130,537	346,652	55,419
宮崎県	146,790	123,237	324,969	56,356
鹿児島県	211,385	127,243	482,735	56,723
沖縄県	106,909	123,459	298,492	51,864
その他	12,367	127,726	40,827	29,316

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(令和4年度末現在)

年 齢	厚生年金保険 (第1号)		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	15,996,701	143,973	33,415,627	56,316
60	8,556	94,853	18,220	42,616
61	13,607	91,675	27,285	40,420
62	133,917	61,942	39,118	42,513
63	157,483	64,514	52,976	43,711
64	599,392	79,536	57,023	44,352
小 計	912,955	74,688	194,622	43,094
65	528,706	143,504	993,097	58,070
66	600,049	146,891	1,178,699	58,012
67	651,407	145,757	1,264,460	57,924
68	683,092	143,898	1,317,967	57,722
69	718,945	141,881	1,384,091	57,515
小 計	3,182,199	144,322	6,138,314	57,829
70	774,641	141,350	1,484,092	57,320
71	825,927	140,212	1,569,564	57,294
72	834,266	142,013	1,694,315	57,092
73	854,732	145,203	1,843,671	56,945
74	860,083	144,865	1,863,827	56,852
小 計	4,149,649	142,779	8,455,469	57,084
75	864,453	144,523	1,885,172	56,659
76	669,073	144,407	1,437,714	56,453
77	460,162	146,518	995,002	56,017
78	558,959	147,166	1,232,002	55,981
79	605,577	148,877	1,350,222	55,652
小 計	3,158,224	146,092	6,900,112	56,205
80	559,417	151,109	1,255,778	55,413
81	559,777	153,337	1,280,856	55,283
82	484,657	155,885	1,141,297	57,003
83	407,305	157,324	971,853	56,779
84	355,377	158,939	859,022	56,605
小 計	2,366,533	154,860	5,508,806	56,139
85	371,814	159,289	924,662	56,609
86	323,054	159,900	832,708	56,179
87	297,312	160,732	789,765	56,030
88	241,550	160,535	674,522	55,763
89	203,639	159,453	590,701	55,312
小 計	1,437,369	159,957	3,812,358	56,044
90歳以上	789,772	158,753	2,405,946	51,974

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。

4. 本表においては、

- ・65歳未満の厚生年金保険(第1号)の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること
- ・65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和4年度末現在)

年金月額	総数	
	男子	女子
合計	15,996,701人	10,600,440人
万円以上 万円未満		
～ 1	61,358	42,520
1 ～ 2	15,728	10,079
2 ～ 3	54,921	4,930
3 ～ 4	95,172	7,128
4 ～ 5	102,402	22,573
5 ～ 6	152,773	56,631
6 ～ 7	411,749	163,911
7 ～ 8	687,473	242,231
8 ～ 9	928,511	248,550
9 ～ 10	1,123,972	270,422
10 ～ 11	1,127,493	342,760
11 ～ 12	1,034,254	431,283
12 ～ 13	945,662	519,747
13 ～ 14	925,503	625,003
14 ～ 15	953,156	735,371
15 ～ 16	994,044	835,773
16 ～ 17	1,040,730	926,898
17 ～ 18	1,058,410	981,435
18 ～ 19	1,010,554	958,567
19 ～ 20	909,998	873,863
20 ～ 21	759,086	735,334
21 ～ 22	569,206	553,806
22 ～ 23	383,582	373,837
23 ～ 24	253,529	247,558
24 ～ 25	166,281	162,911
25 ～ 26	102,291	100,437
26 ～ 27	59,766	58,850
27 ～ 28	33,463	33,028
28 ～ 29	15,793	15,615
29 ～ 30	7,351	7,225
30 ～	12,490	12,164
平均年金月額	143,973円	163,875円
		104,878円

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

(参考資料4)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和4年度末現在)

年金月額	総 数								
				(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
合 計	人 33,415,627	人 14,443,042	人 18,972,585	人 6,085,145	人 1,490,631	人 4,594,514	人 4,953,477	人 920,617	人 4,032,860
万円以上 万円未満									
～ 1	65,660	12,091	53,569	27,248	1,536	25,712	26,887	1,355	25,532
1 ～ 2	274,330	55,225	219,105	96,162	9,912	86,250	95,211	9,422	85,789
2 ～ 3	881,065	211,847	669,218	276,598	36,429	240,169	274,043	35,280	238,763
3 ～ 4	2,661,520	658,993	2,002,527	895,572	128,586	766,986	884,922	124,162	760,760
4 ～ 5	4,655,774	1,362,403	3,293,371	995,012	211,167	783,845	927,070	175,583	751,487
5 ～ 6	8,246,178	3,422,304	4,823,874	1,348,312	344,340	1,003,972	1,049,978	177,015	872,963
6 ～ 7	14,847,491	8,310,511	6,536,980	1,986,563	664,308	1,322,255	1,265,506	313,252	952,254
7 ～	1,783,609	409,668	1,373,941	459,678	94,353	365,325	429,860	84,548	345,312
平均年金月額	円 56,316	円 58,798	円 54,426	円 53,201	円 56,806	円 52,032	円 51,469	円 54,453	円 50,788

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険(第1号)】

(令和4年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	3,525,389	11,134,246	14,659,635
万円以上 万円未満			
～ 1	33,384	604,226	637,610
1 ～ 2	74,229	463,063	537,292
2 ～ 3	122,049	413,829	535,878
3 ～ 4	174,807	544,508	719,315
4 ～ 5	253,888	965,934	1,219,822
5 ～ 6	348,219	1,579,809	1,928,028
6 ～ 7	599,091	2,247,516	2,846,607
7 ～ 8	647,567	2,259,898	2,907,465
8 ～ 9	507,910	1,299,040	1,806,950
9 ～ 10	348,659	505,650	854,309
10 ～	415,586	250,773	666,359
平均年金月額	71,681	60,332	63,061

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(令和4年度末現在)

年金月額	総数								
				(再掲)基礎のみ・旧国年			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	934,917	419,554	515,363	302,682	66,282	236,400	300,845	65,169	235,676
万円以上 万円未満									
～ 1	141,429	46,691	94,738	64,017	12,910	51,107	63,884	12,826	51,058
1 ～ 2	379,705	172,462	207,243	113,051	25,237	87,814	112,346	24,790	87,556
2 ～ 3	287,021	145,148	141,873	79,130	17,504	61,626	78,492	17,109	61,383
3 ～ 4	109,077	51,075	58,002	35,693	8,838	26,855	35,354	8,660	26,694
4 ～ 5	16,289	3,911	12,378	10,005	1,620	8,385	9,985	1,612	8,373
5 ～	1,396	267	1,129	786	173	613	784	172	612
平均年金月額	19,494	20,126	18,979	18,982	19,292	18,896	18,965	19,259	18,883

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間が原則として25年未満の者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

(参考資料6)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況
離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成30年度	28,793	21,841	6,952
令和元年度	29,391	21,485	7,906
2	29,781	20,695	9,086
3	34,135	23,359	10,776
4	32,927	21,893	11,034

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成30年度	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△ 29,137	2,481	53,405	84,056	30,651
2	2,310	145,061	115,963	△ 29,098	2,070	51,585	82,358	30,774
3	2,722	144,951	115,492	△ 29,459	2,331	54,281	85,394	31,112
4	2,623	146,961	115,363	△ 31,598	2,257	55,215	87,949	32,734

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
- 注2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。
- 注3. 老齢給付に係る数を計上している。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成30年度	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089
2	341	136,494	131,163	△ 5,330	249	40,945	46,895	5,950
3	359	138,108	131,547	△ 6,561	292	41,197	47,196	6,000
4	450	139,271	131,139	△ 8,132	276	44,555	51,793	7,238

- 注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。
- 注2. 老齢給付に係る数を計上している。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

③ 学生でないこと。

④ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 101 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 100 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、④のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、④のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

※ 1 ④のアの「地方公共団体」、及び④のイの要件は平成 29 年 4 月より追加されている。

※ 2 令和 4 年 9 月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ 501 人以上、500 人以下となっており、①～④の要件に加え、「雇用期間が 1 年以上見込まれること」の要件を満たす者としている。

育児休業等の被保険者

厚生年金保険法第81条の2又は第81条の2の2の規定により、当該月の保険料を免除される者をいう。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月又は年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点で年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

厚生年金保険の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金 〔老齢相当 通老相当 ・25年未満〕	退職年金	退職共済年金 〔退年相当 通退相当 ・25年未満〕
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金		減額退職年金 通算退職年金	
障害年金(障害給付)	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給(権)者は、厚生年金保険(第1号)の受給(権)者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金 〔25年以上 25年未満〕
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における)老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上(中高齢特例に該当する場合は15年以上)ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における)通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計(通算)して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがなければ、旧法の通算老齢年金(退職)には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の)老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上(昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上)の者を、旧法の老齢年金に相当するものとして「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金受給権者又は受給者のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ① 死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ② 厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金保険から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「-」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

年金生活者支援給付金の状況

年金生活者支援給付金の状況

(1) 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和5年3月）

（単位：件、百万円）

	件数	給付金総額
総数	7,804,320	31,998
老齢年金生活者支援給付金	4,606,538	18,105
補足的な老齢年金生活者支援給付金	1,028,903	2,137
障害年金生活者支援給付金	2,090,323	11,369
遺族年金生活者支援給付金	78,556	388

注. 令和5年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(2) 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）（令和5年3月）

（単位：円）

	平均給付金額
老齢年金生活者支援給付金	3,930
補足的な老齢年金生活者支援給付金	2,077
障害年金生活者支援給付金	5,439
遺族年金生活者支援給付金	4,934

注. 令和5年3月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。

(3) 都道府県別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和5年3月）

（単位：件、百万円）

都道府県	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足の老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	全 国	7,804,320	31,998	4,606,538	18,105	1,028,903	2,137	2,090,323	11,369	78,556
北海道	473,501	1,898	294,588	1,143	63,330	132	112,322	608	3,261	16
青森	123,600	557	78,390	358	14,932	32	29,332	162	946	5
岩手	90,887	417	50,822	234	11,442	25	27,636	154	987	5
宮城	135,018	575	78,893	325	16,527	35	37,961	208	1,637	8
秋田	83,775	372	51,125	231	11,446	24	20,477	113	727	4
山形	61,319	280	32,279	147	7,757	17	20,507	113	776	4
福島	116,528	508	65,756	283	15,156	32	34,176	186	1,440	7
茨城	163,087	680	99,483	399	19,601	41	42,068	231	1,935	9
栃木	109,585	470	63,132	262	13,477	28	31,618	173	1,358	7
群馬	114,845	488	64,904	267	16,381	35	32,219	180	1,341	7
埼玉	369,851	1,435	225,357	815	46,478	94	93,614	505	4,402	22
千葉	338,108	1,337	205,564	755	40,593	83	88,271	480	3,680	18
東京都	658,272	2,551	402,775	1,442	81,726	169	167,036	906	6,735	33
神奈川県	466,432	1,776	276,777	942	56,124	113	128,621	696	4,910	24
新潟	126,483	553	65,554	279	16,748	36	42,594	231	1,587	8
富山	49,698	212	23,444	95	7,830	17	17,697	96	727	4
石川	60,420	255	29,633	119	9,135	20	20,907	113	745	4
福井	33,325	146	14,904	61	4,531	10	13,397	73	493	2
山梨	52,908	230	31,297	134	6,510	14	14,586	80	515	3
長野	115,928	505	55,645	231	15,604	33	43,347	234	1,332	7
岐阜	106,922	448	58,108	234	15,460	33	32,025	174	1,329	7
静岡	188,125	791	99,418	400	26,488	55	59,902	324	2,317	11
愛知	354,124	1,420	200,856	753	46,239	94	102,500	551	4,529	22
三重	105,884	448	57,703	238	15,928	35	31,167	170	1,086	5
滋賀	68,102	292	35,222	146	9,632	21	22,296	121	952	5
京都	181,063	726	111,065	431	25,020	51	43,476	236	1,502	7
大阪	628,408	2,412	400,078	1,446	79,209	156	143,809	783	5,312	26
兵庫	364,432	1,421	228,536	848	48,964	101	83,575	456	3,357	17
奈良	98,426	408	62,671	253	11,808	25	23,137	126	810	4
和歌山	85,537	361	54,073	225	10,849	23	19,988	110	627	3
鳥取	34,179	148	17,180	74	5,201	11	11,412	61	386	2
島根	43,145	188	21,433	90	6,258	13	14,978	82	476	2
岡山	112,960	473	59,274	242	18,838	40	33,699	184	1,149	6
広島	169,646	678	94,557	362	26,695	56	46,608	251	1,786	9
山口	100,382	410	58,278	234	17,175	37	24,138	134	791	4
徳島	60,036	259	35,841	153	8,267	17	15,497	86	431	2
香川	58,082	244	31,311	132	10,177	22	15,964	87	630	3
愛媛	116,988	498	68,176	292	17,592	38	30,303	164	917	5
高知	66,194	285	40,802	179	9,300	20	15,631	85	461	2
福岡	358,183	1,480	216,050	866	45,878	93	92,899	505	3,356	16
佐賀	49,609	221	25,652	113	6,606	14	16,772	91	579	3
長崎	116,539	504	71,630	309	14,803	31	29,195	160	911	5
熊本	137,410	602	77,353	338	18,660	40	40,236	220	1,161	6
大分	95,906	400	58,682	241	12,850	26	23,653	129	721	4
宮崎	95,614	409	55,155	237	14,325	30	25,290	138	844	4
鹿児島	149,171	651	86,997	387	22,391	48	38,523	210	1,260	6
沖縄	115,544	573	70,019	358	8,952	18	35,245	191	1,328	6
その他	139	0	96	0	10	0	19	0	14	0

注. 令和5年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(4) 年齢別 年金生活者支援給付金件数及び平均給付金額（月額）

老齢年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	4,606,538	3,930
70歳未満	451,549	4,528
70～74歳	700,020	4,057
75～79歳	818,467	3,815
80～84歳	930,525	3,778
85～89歳	850,266	3,816
90歳以上	855,711	3,902

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	1,028,903	2,077
70歳未満	90,153	1,984
70～74歳	229,336	1,941
75～79歳	233,799	1,991
80～84歳	200,621	2,054
85～89歳	161,433	2,204
90歳以上	113,561	2,465

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	2,090,323	5,439
30歳未満	247,385	5,417
30～39歳	292,430	5,380
40～49歳	374,664	5,366
50～59歳	433,184	5,377
60～69歳	371,372	5,464
70～79歳	266,153	5,581
80歳以上	105,135	5,718

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	78,556	4,934
20歳未満	6,174	3,925
20～29歳	577	5,020
30～39歳	8,429	5,020
40～49歳	36,172	5,020
50～59歳	25,797	5,020
60歳以上	1,407	5,020

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(5) 男女別給付金額階級別 年金生活者支援給付金件数

老齢年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件）

給付金額	総 数		
		男 子	女 子
総 数	4,606,538	739,843	3,866,695
千円以上 千円未満			
～ 1	95,397	12,705	82,692
1 ～ 2	370,819	67,068	303,751
2 ～ 3	704,399	74,255	630,144
3 ～ 4	1,170,761	137,951	1,032,810
4 ～ 5	1,052,806	196,447	856,359
5 ～ 6	931,470	179,567	751,903
6 ～ 7	152,098	38,153	113,945
7 ～ 8	73,303	19,238	54,065
8 ～ 9	34,302	9,174	25,128
9 ～ 10	14,412	3,728	10,684
10 ～	6,771	1,557	5,214
平均給付金額	円 3,930	円 4,225	円 3,874

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件）

給付金額	総 数		
		男 子	女 子
総 数	1,028,903	178,702	850,201
千円以上 千円未満			
～ 1	255,910	50,641	205,269
1 ～ 2	260,279	49,120	211,159
2 ～ 3	245,410	38,025	207,385
3 ～ 4	181,745	25,582	156,163
4 ～	85,559	15,334	70,225
平均給付金額	円 2,077	円 1,955	円 2,103

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	2,090,323
千円以上	千円未満
5 ～ 6	1,392,749
6 ～ 7	697,574
平均給付金額	円 5,439

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和5年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	78,556
千円以上	千円未満
～ 1	6
1 ～ 2	653
2 ～ 3	1,783
3 ～ 4	—
4 ～ 5	—
5 ～	76,114
平均給付金額	円 4,934

注. 令和5年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(6) 月別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額

月 別	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足的な老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
令和4年4月	7,741,121	31,825	4,628,805	18,236	990,514	2,066	2,052,594	11,181	69,208	342
令和4年5月	7,732,174	31,796	4,619,678	18,200	988,830	2,062	2,053,911	11,189	69,755	345
令和4年6月	7,723,359	31,770	4,608,076	18,154	986,697	2,057	2,057,852	11,210	70,734	349
令和4年7月	7,719,040	31,759	4,601,452	18,128	985,481	2,054	2,060,559	11,224	71,548	353
令和4年8月	7,714,570	31,746	4,595,533	18,105	984,029	2,050	2,062,680	11,234	72,328	357
令和4年9月	7,708,337	31,731	4,586,493	18,071	981,917	2,045	2,066,682	11,253	73,245	362
令和4年10月	8,058,108	32,915	4,822,444	19,019	1,094,045	2,273	2,067,731	11,258	73,888	365
令和4年11月	7,818,694	32,027	4,638,095	18,227	1,033,778	2,152	2,072,042	11,279	74,779	369
令和4年12月	7,829,630	32,087	4,638,289	18,233	1,033,336	2,150	2,082,042	11,330	75,963	375
令和5年1月	7,824,899	32,068	4,631,704	18,206	1,032,924	2,147	2,083,689	11,337	76,582	378
令和5年2月	7,812,044	32,023	4,616,918	18,146	1,030,757	2,142	2,086,679	11,351	77,690	383
令和5年3月	7,804,320	31,998	4,606,538	18,105	1,028,903	2,137	2,090,323	11,369	78,556	388

注. 各月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(7) 月別 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）

月 別	老齢年金 生活者支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金	障害年金 生活者支援給付金	遺族年金 生活者支援給付金
	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額
令和4年4月	円 3,940	円 2,086	円 5,447	円 4,940
令和4年5月	円 3,940	円 2,086	円 5,448	円 4,940
令和4年6月	円 3,940	円 2,085	円 5,447	円 4,939
令和4年7月	円 3,940	円 2,084	円 5,447	円 4,939
令和4年8月	円 3,940	円 2,083	円 5,446	円 4,938
令和4年9月	円 3,940	円 2,083	円 5,445	円 4,937
令和4年10月	円 3,944	円 2,078	円 5,445	円 4,937
令和4年11月	円 3,930	円 2,082	円 5,443	円 4,936
令和4年12月	円 3,931	円 2,080	円 5,442	円 4,935
令和5年1月	円 3,931	円 2,079	円 5,441	円 4,935
令和5年2月	円 3,930	円 2,078	円 5,440	円 4,935
令和5年3月	円 3,930	円 2,077	円 5,439	円 4,934

注. 各月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。